

# 日本書紀「訓注」論

皇学館大学教授

西宮 一民

## 一、資料と問題点

『日本書紀』には、通常「訓注」と称されてゐる注が存在する。今、大野晋博士『上代仮名遣の研究』の「訓注の部」に挙げられたものを数へると、三三八件ある。ところが子細に見ると、例へば、

(磯馭慮島) (句句廻馳) (軻遇突智) (以上神代上) (意富加羅) (彌摩那) (以上卷六、垂仁) (伊蘇志) (以上卷八、仲哀) (阿豆那比之罪) (以上卷九、神功) (伊奘諾神) (以上卷十二、履中) (宇泥咩巴椰彌彌巴椰) 宇泥咩彌彌 (以上卷十三、允恭) (彌移居) (以上卷十九、欽明) (伊波能杯爾古佐屢渠梅野俱渠梅施爾母陀礙底騰哀羅栖) 柯麻之之能鳴賦 波魯波魯爾渠騰曾枳拳喻屢之麻能野父播羅 烏智可施能阿姿努能枳々始騰余謀佐儒倭例播 禰始柯騰比騰曾騰余謀須 烏麼野始爾倭例烏比岐以例底制始比騰能於謀提母始羅孺伊弊母始羅孺母 (以上卷二十四、皇極)

の如き、我々の常識にある「訓注」の概念(「漢字の訓を示す注」の意)に合はないものが入つてゐる。これらは、単に

仮名書きしたにすぎないものや、皇極紀歌謡を摘記したものである。尤も仮名遣の研究資料としては、我々の常識を越えて、仮名書き語はできる限り採用しようとするのは差支へないが、私のやうに「書紀の訓注」そのものを問題にする場合は、この種のものゝ省かなくてはならない。

次に、

イザワイザワ、過音倭ワ（神武紀）  
怡装過怡装過、過音倭ワ

も前掲書に掲げてあるが、これはイザワといふ擬声語の音写で、その「過」の発音を注したものであるから、我々の常識に従へば、「音注」といふことになる。すると、前述の仮名書き語にさらに音注の加はつたものであるから、やはり「訓注」の用例から省かなくてはならない。それならば、

興臺産靈、此云ニ許語等武須毗ヒ（神代紀上）

の、コゴトは「木事」の意なのかどうなのかも分らないが、「興臺」の「音注」であることには間違ひない。しかしムスヒは、

皇産靈、此云ニ美武須毗ヒ（神代紀上）

とあるのと同じく、「訓注」であるから、結局コゴトムスヒは「音注＋訓注」といふ様さまがは変りなものとなつてゐる。しかし、ともかく「訓注」を含んでゐるので、すべてを省くわけにはゆかない。

そこで、我々が常識的に考へて「訓注」と言へるものは、例へば、

至貴ヲヒ曰フ尊ト自餘ヲフ曰フ命ト。並訓ニ美拳等ヒ也。（神代紀上）

の如きであつて、これならば「尊」と「命」に対する訓くんミコトについての注であるから、まさしく「訓注」と言へよう。ところが、次の、

葉木国、此云ニ播拳矩爾ニ（神代紀上）

においては、ただ単にハコクニと読むといふ読み方を注してゐるとしか思はれない。「葉木」といふ漢語があるわけもなく、たとひ「葉」と「木」とが繁つてゐる」といふ意の漢字語だとしても、それがハコといふ訓であるとは考へられないからである。従つて、これは、ハコが「音注」でクニが「訓注」だと言ふやうな、様変りなものとなつてゐるといふより他はないものである。さて次の、

可美、此云<sub>三</sub>于麻時<sub>一</sub>（神代紀上）

を見ると、これこそ「可美」といふ漢字語の訓がウマシであることを示す注であるから、「訓注」と言へるものである。以下「彦舅、此云<sub>三</sub>比古尼<sub>一</sub>」（神代紀上）も同じく「彦舅」といふ漢字語の訓ヒコヂを注したものととして「訓注」である。これ以下すべて、

漢字語、此云——

の型式をもつものであるから、「訓注」と称して餘り異議の出ないものは、この型式をもつものと言へさうである。しかし、さう言へば、「至貴曰<sub>レ</sub>尊自餘曰<sub>レ</sub>命、並訓<sub>三</sub>美拳等<sub>一</sub>也。」（神代紀上）の如き、誰の目にも明らか「訓注」（「訓美拳等」の如く「訓」の文字まで用ゐてゐる）には「此云——」の型式をとつてゐないのである。それについては、これは一例のみであるから例外とすればよいとの考へもあらうが、何のために例外なのか説明がつかないと思はれる。むしろ逆に「訓——」の型式こそ正当であると考へるならば、「此云——」の型式こそ異例と言ふべきものとなる。しかし、異例の「此云——」が三百余例もあるのに、正当の「訓——」が一例といふのでは論理をなさない。

まして、「興臺産靈、此云<sub>三</sub>許語等武須毗<sub>一</sub>」（神代紀上）や「葉木国、此云<sub>三</sub>播拳矩爾<sub>一</sub>」（神代紀上）も「此云——」の型式をもつてゐるのに、○印の「興臺」と「葉木」は「漢字語」ではなくて、音仮名表記と訓仮名表記をしてゐる。これは矛盾としか考へられない。しかるに、現に「此云——」とあるのは何故なのか。

## 二、「此云」の問題

日本書紀の所謂「訓注」における「此云」について、明快な説明を施したものに、築島裕博士『平安時代の漢文訓読語につきての研究』がある。その中の説明を二か所引用してみる。

(一)訓注に頻用される「此云」の意は、古点本の中でも前田本・凶書寮本などでは「コレヲバ……トイフ」と訓じてゐるが、これは明に誤で、正しくは、「ココニハ……トイフ」と訓ずべきである。「水鶏、此云俱毗那」と言つた時には、「水鶏、ココニハクヒナトイフ」と訓むべきで、シナ語で言ふ「スイケイ」といふ語は、「ココ」即ち日本では「クヒナ」といふの意である。水鶏といふ語が本文で、それに対する日本語の注があるわけであるから、本文はシナ語（少くともこの水鶏といふ単語だけは）であることになる（後章四二頁参照。西宮云、これは次に(二)として引用する）。かやうな訓注が、「立於浮渚在平処、此云羽企爾磨梨陀毗邏而陀陀志」「撫劍、此云都盧耆能多伽彌屠利辞魔屢」のやうに、単語ばかりでなく短い語句にまで及んでゐる（これは本節第二項に述べた、古訓の意識的性格とも関聯する事柄であるが）ことは、或る面から見れば、この句全体が音読されてゐたのだと見ることもできよう。

(二)所で、何故「ココニハ……トイフ」と訓ずべきかと言ふに、これは古くシナで、外国語に対してシナ語を注記する際的方式であり、それを日本書紀が模倣したと考へられるからである。

梅達羅婆伽河、此云月分（唐・慧立・大慈恩寺三藏法師伝）

那爛陀寺者、此云施无厭寺（同右）

（以下の例を引用することを省く）

これらの例で、「梅達羅婆伽」「那爛陀」等は梵語であり、それに対して「月分」「施无厭」がその梵語に対するシ

ナ語である。この際「此」は、上の梵語を指すのでなくて、「シナ」といふ土地を示すものである。〈中略〉上述の「此云」の「此」は、元来はシナではの意であつたが、それを訓読の際にはココニハと訓じた。梵〔云〕三摩地、此〔云〕等持（観弥勒上生経賛平安初期朱点）

（以下の例を引用することを省く）  
の如くである。

結局、「此云」の上は外国語、下は自国語といふことになる。日本書紀は日本で記されたものであるから、「少女、此云鳥等咩」において、「少女」は外国語即ちシナ語、「鳥等咩」は自国語即ち日本語といふことになる。従つて、「少女」はシナ語であるから、釈日本紀や彰考館本日本書紀に字音でセウヂヨのやうに仮名付けしてあるのは、合理的な訓み方であつて、或いは古形の残存かも知れないのである。

以上の論旨は、改めてまとめるまでもないが、要するに、「此云——」は「コレヲバ——トイフ」ではなくて、「ココニハ——トイフ」と訓むべきであり、漢字語はシナ語でそれに対して、ココ日本では——と言ふのだといふ意味であると説くのである。

私も「ココニハ——トイフ」と訓むことに賛成であり、かつ「此云——」の型式が漢訳仏典の手法をまねたものであるといふ説にも従ふものである。しかし、漢字語はシナ語で、それに対してココ日本では——と言ふのだといふ考へについては、今頃になつて、根本的な疑問を懐くやうになつた。それは次のやうなことである。

(イ) 漢訳仏典は、梵語を漢訳したものである。その場合の手法は、

(i) 漢訳不能な陀羅尼呪（だらににしゅ）は、梵語の音写をする。

(ii) 地名・国名・人名等の固有名詞は梵語の音写をする。しかし漢訳をする場合もある。

(iii) 普通語でも梵語の音写をし、それを漢訳して「此云（曰・言）」とする場合がある。

である。

(ロ) 日本書紀は、漢文体で記述してある。といふことは、日本語文を漢訳したことに相当する。そこで、(イ)の手法に対応させてみると、

(i) 漢訳不能な歌謡は、一字一音表記の音写をする。

(ii) 地名・国名・人名等の固有名詞は日本語の音写(訓字表記でも音写である)をする。漢訳をすることはしない。

(iii) 普通語でも日本語の音写をするが、それを漢訳して「此云——」とすることは絶対でない。

となり、傍線部の如き、顕著な差が生じてゐるのである。すなはち、「此云」は、確かに漢訳仏典の手法に学びはしたが、もしこれを(イ)における〈梵語—シナ語〉の関係と同じやうに、(ロ)を〈シナ語—日本語〉の関係ととると、(ロ)は傍線の如く、さういふことはないといふことになるのである。

といふことは、日本書紀の漢文体の述作を、漢訳仏典の手法と同じと考へることに錯覚があつたのである。そこでごく常識的に考へを進めてみよう。

(イ) 漢訳仏典の場合なら、読者は中国人であり、漢文の読める人であるから、梵語に対して漢訳されたものを見れば、さういふ意味なのかといふことが分るのである。ところが、

(ロ) の日本書紀の場合なら、漢文体で書いてあるのだから、中国人は勿論、漢文の読める日本人は誰でも読める。但し、地名・国名・人名等の固有名詞は、訓字・仮名表記を問はず、音写された日本語だから、その日本語に通じない中国人が読めば、日本語としては読めないから、飛ばし飛ばし読むことになる。そんな読まれ方をされることも知らないで、このやうなことをしたとは考へられない。

すなはち、例へば「少女」といふ普通語において、「日本ではヲトメと云ふ」といふ注に接した中国人は、真面目な人なら、日本語の教材として読めども言ふのだらうかといふかるに違ひない。「少女」の漢字表記語(漢字語)だけ

で意味はとれるのだから、わざわざ日本ではヲトメだと言つてみたところで、日本語を解しない中国人にとつては、恐らく無意味な注でしかないはずである。それが「日本では——と云ふ」といふ注が、三百例以上も日本書紀のほとんどの巻に出てくるのだから、実は奇妙な話だと思ふ。

しかし、それ程のことまでして、日本的なものを知らしめようと意図したと弁護的に考へるにしては、日本書紀三十巻としては、例が少なすぎるし、なほ同じ訓注が重出するに至つては、さういふ弁護説を否定するであらう。となると、我々は(イ)に準じて(ロ)を考へることを却下して、全く新しい観点に立たねばならぬことを物語つてゐるやうである。さらに、第一部で述べたやうに、「此云——」型式の有無をめぐる問題や、ただ単に読み方を示してゐるとしか思へない「此云——」があつたりして、従来の説では何らの解決を与へないことを知るべきである。

### 三、「訓注」の検討

私はここで、日本書紀の「訓注」と認め得るものの一覧表を掲示して、その次にそれらの一つ一つにつき検討を加へるといふ形式をとりたいが、紙幅も考慮に入れて、直ちに一つ一つの検討に入ることにする。但し、検討の焦点は、「何故その『訓注』があるのか」といふ点に置くことにする。さうすると、「此云」の意味も自ら分つてくるであらう。

1、至貴曰<sup>レ</sup>尊自餘曰<sup>レ</sup>命。並訓<sup>ミ</sup>美<sup>ミ</sup>拳<sup>コト</sup>等<sup>ト</sup>也(神代紀上)……既述の如く、真の「訓注」である。同じ尊称でも「尊」が貴く「命」はその次で、用字上の別があることを言ひ、それらはタフトシとかイノチとか訓まずにミコトと訓めとの指示。当然日本語理解者の読者向けの注。

2、葉木国、此云<sup>ニ</sup>播<sup>ハ</sup>拳<sup>コト</sup>矩<sup>コト</sup>爾<sup>ニ</sup>……ハギクニと訓んでよいのかどうかも分らないだろう、それで「この文脈では、ハコクニと訓め」といふことの指示。ここに私が「訓」の文字を用ゐたのは、音仮名でも、それを読むことは、広い

意味で「訓む」と考へたからである。訓仮名の場合も同じ。さて、この「葉木国」の文字は、元からの文字で、訓みにくかつたので、書紀編者が「訓注」をつけたのだが、一書第一と第二とが結合したままで編者の眼前に置かれてゐた、それで一書第二の末尾に、その「訓注」があるのだらうと考へる。それはともかく、訓みが紛はしい場合に、そのこの文脈上の訓を与へたものである。

3、可美、此云<sub>ニ</sub>于麻時<sub>シ</sub>……170可美真手、此云<sub>ニ</sub>于魔詩莽耐<sub>マシマテ</sub>（神武紀）に重出。「可美葦牙彦舅尊」「可美真手」は一続きで神名・人名をなしてゐるが、ウマではなくウマシだとする「訓注」である。もし訓注がなければ「可美」はウマキ・ウマシキ・ヨキなどと、「葦牙彦舅」「真手」の修飾語として、どの語形で訓むか紛はしいからである。ココは「この文脈」をさす。

4、彦舅、此云<sub>ニ</sub>比古尼<sub>ヒコニ</sub>……神名としての訓法を指示したものの。

5、皇産靈、此云<sub>ニ</sub>美武須毗<sub>ミムスヒ</sub>……神名としてはスメではなくミであるとの注。74興臺産靈、此云<sub>ニ</sub>許語等武須毗<sub>コゴトヒムスヒ</sub>（神代紀上）にも重出。

6、湶土、此云<sub>ニ</sub>于毗尼<sub>ウヒニ</sub>……神名としてはヒヂツチではなくウヒヂであるとの注。

7、沙土、此云<sub>ニ</sub>須毗尼<sub>スヒニ</sub>……神名としてはスツチではなくスヒヂであるとの注。

8、沫蕩、此云<sub>ニ</sub>阿和那伎<sub>アワナケ</sub>……「沫」はアワと訓める。しかし「蕩」は、第一段に「浮び蕩へる」とあり、一書第二に「漂蕩へり」とある目からすると、この神名の「沫蕩」はアワタダヨヒの意かと思ふであらう。しかしさうではなくてアワナギなのだといふ注。『毛詩』齊風、南山に「魯道有蕩」とあり、その毛伝に「蕩、平易也」とあり、『広雅』釈訓に「蕩蕩、平也」とある。もし中国人用に注するなら、「沫蕩、蕩此云平也」としたであらう。それをココ（この神名といふ文脈）ではアワナギと訓めといふのだから、日本人向けの注であることは明らかである。従つて、日本書紀は、漢訳日本語文ではない。ただ公的な文体として漢文体が選ばれたのである。その場合に、幾通りに

も訓める文字が出てきた時(勿論、書紀の編者はそれを極力避けてはゐるが、不可避的な問題であるから)、「訓注」(日本語による)を施して、その意味を限定せしめ、また訓み方を指示したのである。これが「此云——」についての私の結論で、ココニハのココは「日本では」の意ではなく、「ここの文脈では」の意であるといふことになる。以下三百例以上すべてこの論理で通せるはずで、一つ一つ検討を加へてゆくことにする。

9、瓊玉也。此曰<sub>レ</sub>努<sub>ヌ</sub>……タマではなくてヌと訓む。「此曰」は「此云」に同じ。

10、柱、此云<sub>ニ</sub>美<sub>ミ</sub>箴<sub>ハシ</sub>旨<sub>シ</sub>羅<sub>ラ</sub>……単にハシラと訓まぬやうに。「此」は「ここの文脈」の意。以下同じ。

11、少男、此云<sub>ニ</sub>烏<sub>ヲ</sub>等<sub>ト</sub>孤<sub>コ</sub>……今日でも「少年・少女」と音読するほどで、まして「少男」とあれば訓みにくかつたらう。年若き男子の意でヲトコと訓め。

12、少女、此云<sub>ニ</sub>烏<sub>ヲ</sub>等<sub>ト</sub>羊<sub>ヤ</sub>……11少男参照。

13、日本、此云<sub>ニ</sub>耶<sub>ヤ</sub>麻<sub>マ</sub>騰<sub>ト</sub>……ヒノモトと訓まぬやうに。

14、瑞、此云<sub>ニ</sub>彌<sub>ミ</sub>凶<sub>ツ</sub>……タマ(玉)ではなく。

15、妍哉、此云<sub>ニ</sub>阿<sub>ア</sub>那<sub>ナ</sub>而<sub>ニ</sub>恵<sub>エ</sub>夜<sub>ヤ</sub>……幾通りにも訓め、紛はしいので、訓法指示。178妍哉、此云<sub>ニ</sub>鞅<sub>ア</sub>奈<sub>ナ</sub>珥<sub>ニ</sub>夜<sub>ヤ</sub>(神武紀)の如き訓法指示もある。

16、可愛、此云<sub>ニ</sub>哀<sub>エ</sub>……ヨキ・ウツクシキ等と訓まぬやうに。110可愛、此云<sub>ニ</sub>埃<sub>エ</sub>(神代紀下)に重出。

17、太占、此云<sub>ニ</sub>布<sub>フ</sub>刀<sub>ト</sub>磨<sub>マ</sub>爾<sub>ニ</sub>……フトウラと訓まぬやうに。

18、大日靈貴、此云<sub>ニ</sub>於<sub>オ</sub>保<sub>ホ</sub>比<sub>ヒ</sub>屢<sub>ル</sub>沙<sub>サ</sub>可<sub>カ</sub>梨<sub>リ</sub>爾<sub>ニ</sub>……この神名の訓法指示。

19、珍、此云<sub>ニ</sub>于<sub>ツ</sub>凶<sub>ツ</sub>……タカラ(玉)と訓まぬやうに。177珍彦、此云<sub>ニ</sub>于<sub>ツ</sub>祭<sub>ヒ</sub>毗<sub>ヒ</sub>故<sub>コ</sub>(神武紀)に重出。

20、顧眄之間、此云<sub>ニ</sub>美<sub>ミ</sub>屢<sub>ル</sub>摩<sub>マ</sub>沙<sub>サ</sub>可<sub>カ</sub>梨<sub>リ</sub>爾<sub>ニ</sub>……訓法指示。

21、罔象、此云<sub>ニ</sub>美<sub>ミ</sub>都<sub>ツ</sub>波<sub>ハ</sub>……ミツチと訓まれぬため。164罔象女、此云<sub>ニ</sub>瀨<sub>ミ</sub>菟<sub>ツ</sub>破<sub>ハ</sub>廼<sub>ハ</sub>迷<sub>メ</sub>(神武紀)に重出。

22、天吉葛、此云<sub>ニ</sub>阿摩能<sub>ノ</sub>与<sub>ニ</sub>佐凶羅<sub>ヲ</sub>、一云与<sub>ニ</sub>曾豆羅<sub>ヲ</sub>……ヨシカヅラと訓まぬやうに。  
23、倉稻魂、(云)此<sub>ニ</sub>字介能<sub>ノ</sub>美<sub>ノ</sub>施磨<sub>ヲ</sub>……「倉」の字を訓まないやうに。165稻魂女、此云<sub>ニ</sub>于伽能迷<sub>ヲ</sub>(神武紀)もほぼ重  
複的。

24、少童、此云<sub>ニ</sub>和多都美<sub>ヲ</sub>……ワラベと訓まぬやうに。

25、頭辺、此云<sub>ニ</sub>摩苦羅陞<sub>ヲ</sub>……カシラへと訓まぬやうに。

26、脚辺、此云<sub>ニ</sub>阿度陞<sub>ヲ</sub>……アシへと訓まぬやうに。

27、竈、此云<sub>ニ</sub>於簡美<sub>ヲ</sub>……ミツチと訓まぬやうに。

28、吾夫君、此云<sub>ニ</sub>阿我儼勢<sub>ヲ</sub>……ワガセ・ワガセノキミと訓まぬやうに。

29、浪泉之竈、此云<sub>ニ</sub>名母都伊遇比<sub>ヲ</sub>……訓法指示。「竈」はカマではなく㊦(乙類のへを表す。以下同じ)。34泉津平

坂、此云<sub>ニ</sub>余母都比羅佐可<sub>ヲ</sub>は一部重出。

30、秉炬、此云<sub>ニ</sub>多妃<sub>ヲ</sub>……ヒトリ(火取り)と訓まぬやうに。

31、不須也凶目汚穢、此云<sub>ニ</sub>伊儼之居梅枳多儼枳<sub>ヲ</sub>……訓法指示。

32、醜女、此云<sub>ニ</sub>志許売<sub>ヲ</sub>……訓法指示。288醜、此云<sub>ニ</sub>之渠<sub>ヲ</sub>(孝徳紀)に重出。

33、背揮、此云<sub>ニ</sub>志理幣提爾布俱<sub>ヲ</sub>……訓法指示。フクはフルと訓まれやすい。

34、泉津平坂、此云<sub>ニ</sub>余母都比羅佐可<sub>ヲ</sub>……訓法指示。↓29

35、屣、此云<sub>ニ</sub>愈磨理<sub>ヲ</sub>……単にマリと訓まぬやうに。

36、絶妻之誓、此云<sub>ニ</sub>許等度<sub>ヲ</sub>……訓法指示。

37、岐神、此云<sub>ニ</sub>布那斗能加微<sub>ヲ</sub>……クナト・チマタノカミと訓まぬやうに。

38、櫂、此云<sub>ニ</sub>阿波岐<sub>ヲ</sub>……カシ(櫂)と訓まぬやうに。

39、麓山足。麓、此云ニ簸耶磨……フモトと訓まぬやうに。

40、正勝、此云ニ麻娑柯、一云麻左柯豆……訓法指示。

41、雉、此云ニ之伎。音鳥含反……圈点部は「音注」なので揭示する必要はないのだが、出典論的に必要なので出した。『篆隸万象名義』佳部に「雉、鳥含反、鶉属」とある。といふことは、陳顧野王撰『玉篇』にさうあつたことを物語るものであるから、書紀編者の訓詁学の一端が伺はれる。この面の研究は小島憲之博士『上代日本文学与中国文学』に譲るとして、小論の目的から言へば、「雉」の字はウツラと訓まれるのが普通で、『新撰字鏡』に「鶉、於含反、宇豆良」、『類聚名義抄』僧中に「鶉、ウツラ」とあり、シギは前者に「鶉、志支」、後者の鎮国守国神社本に「田鳥」、観智院本僧中に「鶉」とあるやうに、「鶉」をシギと訓むのは通例ではないから、ここの神名ではシギと訓むのだと「訓注」を施し、しかも典拠により「音注」まで施したのである。何故こんなことまでするのか。この神名として、「繁山祇」では面白くとも何ともなかつたのか。恐らく書紀編者の筆すさびであらう。

42、不負於族、此云ニ字我邏磨穉茸……ウガラ（ヤカラ）ニマケジ（ズ）と訓まぬやうに。

43、保食神、此云ニ字気母知能加微……訓法指示。

44、顕見蒼生、此云ニ字都志积阿鳥比等久佐……ウツシ（86頭、此云ニ于都斯）ではなくウツシキだと訓法指示。

45、少宮、此云ニ倭柯美野……訓法指示。

46、御統、此云ニ美須磨婁……訓法指示。

47、千箭、此云ニ知能梨……チャと訓まぬやう。ノは矢。リは「入」から、矢の本数を表す接尾語となり、ノリとなつた。訓法指示。

48、稜威、此云ニ伊都……訓法指示。

49、蹴散、此云ニ俱穢簸邏邏箇須……ケチラスと訓まぬやうに。

50、雄詰、此云<sup>ニ</sup>鳴多稽眉<sup>ハナタケヒ</sup>……ヲサケビではない。「詰」は『篆隸万象名義』に「告也、謹也、語也」とある。「詰」は天子が諸侯に告げる意で、天照大神と素戔嗚尊との身分の上下関係が示されてゐる。従つて、サケブではなくてタケブと訓めといふのである。137雄詰、此云<sup>ニ</sup>烏多鷄縻<sup>ウツケヒ</sup>（神武紀）にも重出。神日本磐余彦尊の発言を天子に準じさせてゐる。

51、嘖議、此云<sup>ニ</sup>挙盧毗<sup>コルヒ</sup>……嘖は大声で言ふ意。議は責める意。訓法指示。

52、誓約之中、此云<sup>ニ</sup>宇氣誓能美儺箇<sup>ウケケヒノミナカガ</sup>……訓法指示。25祈狩、此云<sup>ニ</sup>宇氣比鉄利<sup>ウケケヒヒカリ</sup>（神功紀）あり。

53、喆然咀嚼、此云<sup>ニ</sup>佐我彌爾加武<sup>サガミニカム</sup>……訓法指示。カミニカムではないのだ。

54、吹葉氣噴之狹霧、此云<sup>ニ</sup>浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理<sup>フキウツルイフキノサギリ</sup>……訓法指示。フキスツルイキノサギリではないのだ。

55、煖干也。此云<sup>ニ</sup>備<sup>ヒ</sup>……第六段一書第三の「煖之速日命<sup>ヒノハヤヒノミコ</sup>」の注である。「備」は漢音ヒ（乙類）。この神は、注によれば「干<sup>ヒ</sup>」とあり、訓はヒ（干<sup>ヒ</sup>）の上二段動詞連用名詞形であるから、稻穂を干<sup>ヒ</sup>すことの速い靈性の意だといふことを示す。『万象名義』に「煖、火乾也」とあるが、「火也、乾也」とあるべきもの。その「火也」の方の意味に用ゐた

例は、第五段一書第六の「煖速日神<sup>ヒノハヤヒノカミ</sup>・亦曰煖速日命<sup>ヒノハヤヒノミコ</sup>」の注が同段一書第七に見え、「煖、火也」とあり、従つてこの神名は「雷火の威力」に基づく名だと分る。かくの如く、「煖」一字で二義があるので、紛はしいから意味の弁別のために、或時は音注を、或時は義注（「煖、火也」の如く、漢字の意味を表す注）を、或時は訓注を用ゐるのであるから、

もはやシナ語に対する日本語を注したといふものではないことが明白であらう。

56、重播種子、此云<sup>ニ</sup>璽枳磨枳<sup>シキマキ</sup>……訓法指示。

57、毀、此云<sup>ニ</sup>波那豆<sup>ハナナツ</sup>……コハスと訓まぬ。

58、和幣、此云<sup>ニ</sup>尼枳底<sup>ニキテ</sup>……ヌサと訓まぬ。

59、蘿、此云<sup>ニ</sup>比舸擬<sup>ヒカケ</sup>……カヅラと訓まぬ。

60、手繰、此云ニ多<sup>タ</sup>須<sup>ス</sup>枳<sup>キ</sup>……訓法指示。

61、覆槽、此云ニ于<sup>ウ</sup>該<sup>ケ</sup>……訓法指示。

62、顯神明之憑談、此云ニ歌<sup>カ</sup>牟<sup>ム</sup>鵜<sup>ウ</sup>可<sup>カ</sup>梨<sup>リ</sup>……訓法指示。

63、繩亦云左繩端出、此云ニ斯<sup>シ</sup>梨<sup>リ</sup>俱<sup>ク</sup>梅<sup>メ</sup>灘<sup>ナ</sup>波<sup>ハ</sup>……シメナハ（標繩）ではなく、神専用のシリクメナハ（尻を込めて綯ふ）であることの指示。「左繩」は普通右振りだが、神専用は左振り。ただ「端出」は藁の端を込めずに出す綯ひ方だから、シリクメ（尻込）の語と対応しない。

64、石凝姥、此云ニ伊<sup>イ</sup>之<sup>シ</sup>居<sup>コ</sup>梨<sup>リ</sup>度<sup>ド</sup>……訓法指示。

65、全剝、此云ニ宇<sup>ウ</sup>都<sup>ツ</sup>播<sup>ハ</sup>伎<sup>ギ</sup>……訓法指示。

66、送糞、此云ニ俱<sup>ク</sup>蘇<sup>ソ</sup>摩<sup>マ</sup>屢<sup>ル</sup>……訓法指示。

67、玉籤、此云ニ多<sup>タ</sup>摩<sup>マ</sup>俱<sup>ク</sup>之<sup>シ</sup>……訓法指示。

68、祓具、此云ニ波<sup>ハ</sup>羅<sup>ラ</sup>閻<sup>ヱ</sup>都<sup>ツ</sup>母<sup>モ</sup>能<sup>ノ</sup>……訓法指示。

69、手端吉葉、此云ニ多<sup>タ</sup>那<sup>ナ</sup>須<sup>ス</sup>衛<sup>ヱ</sup>能<sup>ノ</sup>余<sup>ヨ</sup>之<sup>シ</sup>岐<sup>キ</sup>羅<sup>ラ</sup>毗<sup>ヒ</sup>……訓法指示。

70、神祝祝之、此云ニ加<sup>カ</sup>武<sup>ム</sup>保<sup>ホ</sup>佐<sup>サ</sup>枳<sup>キ</sup>保<sup>ホ</sup>佐<sup>サ</sup>枳<sup>キ</sup>……訓法指示。

71、逐之、此云ニ波<sup>ハ</sup>羅<sup>ラ</sup>賦<sup>フ</sup>……この訓注は第七段一書第二に見えるが、「逐以ニ神<sup>カミ</sup>逐<sup>ヤル</sup>之<sup>ヒ</sup>理<sup>コト</sup>逐<sup>ヒ</sup>之<sup>コト</sup>」の○印「逐之」の訓注である。これは素戔嗚尊の追放の段で、上からしばしば「逐」で訓んできて、いよいよ「神逐の理」ときて、「逐之」なら、これも当然「逐之」と訓んでしまふ。しかし書紀編者は、この最後の「逐之」を「逐之」と訓ませようとするのである。といふことは、「神逐の理」とは、「素戔嗚尊に罪穢れを転嫁し、疫病神を追放する原理」を言ひ、その原理で、「逐之」とは「疫病神に罪穢れを除く」意である。つまり同じ「逐」の文字に訓注を施すことによつて、意味の区別を表したもので、その手法は見事である。日本語を知らぬ人にとつては勿論この大差は理解できないだらうと考

へられる。

72、廢渠槽、此云<sub>ニ</sub>秘波鵝都<sub>ハガツ</sub>……訓法指示。

73、捶籤、此云<sub>ニ</sub>久斯社志<sub>クシザシ</sub>……訓法指示。

74、興臺産靈、此云<sub>ニ</sub>許語等武須毗<sub>コゴヒムスヒ</sub>……↓5。興臺の音仮名はよむのがむつかしいから。

75、太諄辞、此云<sub>ニ</sub>布斗能理斗<sub>フトノリト</sub>……祝詞よりも「諄辞」は懇切に繰返し述べる言葉であるが、ノリトと訓むことの

注である。

76、輻轆然、此云<sub>ニ</sub>乎謀苦留留爾<sub>ヲモククルルニ</sub>……訓法指示。

77、瑯瑯、此云<sub>ニ</sub>奴儼等母母由羅爾<sub>ヌナヒモモユラニ</sub>……訓法指示。

78、仮廢、此云<sub>ニ</sub>佐受枳<sub>サズキ</sub>……訓法指示。

79、赤酸醬、此云<sub>ニ</sub>阿箇箇鵝知<sub>アカカガチ</sub>……アカホホヅキと訓まぬやうに。

80、草薙劍、此云<sub>ニ</sub>俱娑那伎能都留伎<sub>クサナギノツルギ</sub>……訓法指示。

81、清地、此云<sub>ニ</sub>素鵝<sub>スガ</sub>……ニ一字で地名となつてゐることの指示。キヨキトコロではない。

82、神篠、小竹也。此云<sub>ニ</sub>斯奴<sub>シノ</sub>……ササ・カムシノとは訓まぬ。216小竹、此云<sub>ニ</sub>芝努<sub>シノ</sub>（神功紀）に重出。190 304篠は

ササの訓注である。

83、大己貴、此云<sub>ニ</sub>於褒姍娜武智<sub>オホアナムチ</sub>……オホナムチではない。訓法指示。

84、棄戸、此云<sub>ニ</sub>須多杯<sub>スダクハ</sub>……訓法指示。

85、椳、此云<sub>ニ</sub>磨紀<sub>マキ</sub>……ヒ（檜）ではない。162椳、此云<sub>ニ</sub>磨紀<sub>マキ</sub>（神武紀）に重出。

86、顯、此云<sub>ニ</sub>于都斯<sub>ウツシ</sub>……↓44

87、蹈鞴、此云<sub>ニ</sub>多多羅<sub>タタラ</sub>……フキガハ（吹皮）ではない。

88、幸魂、此云<sub>ニ</sub>佐<sub>サ</sub>枳<sub>キ</sub>彌<sub>ミ</sub>多<sub>タ</sub>摩<sub>マ</sub>……訓法指示。↓124

89、奇魂、此云<sub>ニ</sub>俱<sub>ク</sub>斯<sub>シ</sub>美<sub>ミ</sub>施<sub>シ</sub>磨<sub>マ</sub>……訓法指示。

90、鷓鴣、此云<sub>ニ</sub>娑<sub>サ</sub>娑<sub>サ</sub>岐<sub>キ</sub>……スズメ(雀)ではない。(以上、神代紀上)

91、大人、此云<sub>ニ</sub>于<sub>ウ</sub>志<sub>シ</sub>(神代紀下)……訓法指示。

92、植、此云<sub>ニ</sub>多<sub>タ</sub>底<sub>ヂ</sub>婁<sub>ル</sub>……訓法指示。

93、杜木、此云<sub>ニ</sub>可<sub>カ</sub>豆<sub>ジュ</sub>邏<sub>ラ</sub>也……二字でカツラ。カツラノキではない。ヤマナシでもない。

94、天探女、此云<sub>ニ</sub>阿<sub>ア</sub>麻<sub>マ</sub>能<sub>ノ</sub>左<sub>サ</sub>愚<sub>ウ</sub>謎<sub>メ</sub>……訓法指示。

95、味相、此云<sub>ニ</sub>阿<sub>ア</sub>賈<sub>ヂ</sub>須<sub>ス</sub>岐<sub>キ</sub>……訓法指示。

96、刈、此云<sub>ニ</sub>我<sub>ガ</sub>里<sub>リ</sub>……連濁形を示すことによつて、「大葉刈」(おほはがり) (大きな刃をもつ刀)の意で、大葉を刈る意ではないことを示す。

97、磐裂、此云<sub>ニ</sub>以<sub>イ</sub>簸<sub>ハ</sub>娑<sub>サ</sub>婁<sub>ル</sub>……この神名は、神代紀上、第五段一書第六に「磐裂神と曰す。次に根裂神。」とあるが、そこでは施注がなく、ここに施注があるのは不思議である。これは「磐裂根裂神」といふ神名であるので、イハサ、キネサクと連用形に訓まれる可能性を考慮してのことではないかと考へる。

98、経津、此云<sub>ニ</sub>賦<sub>フ</sub>都<sub>ツ</sub>……この神名は神代紀上、第五段一書第六に「経津主神」とあるのと同神である。しかるにそこでは施注がなく、ここに施注があるのは不思議である。私はその理由について考へ及ばないのを遺憾とする。

99、三穗、此云<sub>ニ</sub>美<sub>ミ</sub>保<sub>ホ</sub>……訓法指示。

100、柴、此云<sub>ニ</sub>府<sub>フ</sub>璽<sub>シ</sub>……シバ・クヌギと訓まないやうに。

101、船柂、此云<sub>ニ</sub>浮<sub>フ</sub>那<sub>ナ</sub>能<sub>ノ</sub>倍<sub>ヘ</sub>……フナバタ・フナダナと訓まないやうに。

102、隈、此云<sub>ニ</sub>矩<sub>ク</sub>磨<sub>マ</sub>歪<sub>デ</sub>……クマ・スミと訓まないやうに。

103、倭文神、此云ニ斯<sup>シ</sup>凶<sup>ト</sup>梨<sup>リ</sup>俄<sup>ガ</sup>未<sup>ミ</sup>……「神」まで一続きの神名であることと、310倭文、此云ニ之<sup>シ</sup>頭<sup>ツ</sup>於<sup>オ</sup>利<sup>リ</sup>（天武紀下）の如くシツオリではなく、シトリであることへの注意。

104、天磐座、此云ニ阿<sup>ア</sup>麻<sup>マ</sup>能<sup>ノ</sup>以<sup>イ</sup>簸<sup>ハ</sup>矩<sup>ク</sup>羅<sup>ラ</sup>……訓法指示。

105、立於浮渚在平処、此云ニ羽<sup>ウ</sup>企<sup>キ</sup>爾<sup>ニ</sup>磨<sup>マ</sup>梨<sup>リ</sup>陀<sup>タ</sup>毗<sup>ヒ</sup>邏<sup>ラ</sup>而<sup>シ</sup>陀<sup>タ</sup>志<sup>シ</sup>……訓法指示。

106、頓丘、此云ニ毗<sup>ヒ</sup>陀<sup>タ</sup>烏<sup>ウ</sup>……『毛詩』衛風、氓に「至<sup>ニ</sup>于<sup>テ</sup>頓丘<sup>ニ</sup>」とある「毛伝」に「丘<sup>ヒト</sup>一<sup>ヒト</sup>成<sup>ニ</sup>為<sup>ル</sup>頓丘<sup>ニ</sup>」とあるやう

に、孤立丘陵をいふ。それで「頓丘」は「お椀を伏せたやうな一つの丘」の意としてヒタヲの訓がある。やはり訓法指示の目的をもつものである。

107、寃国、此云ニ矩<sup>ク</sup>貳<sup>ニ</sup>磨<sup>マ</sup>儀<sup>ギ</sup>……訓法指示。

108、行去、此云ニ騰<sup>ト</sup>褒<sup>ホ</sup>屢<sup>ル</sup>……訓法指示。

109、火闌降、此云ニ褒<sup>ホ</sup>能<sup>ノ</sup>須<sup>ス</sup>素<sup>ソ</sup>里<sup>リ</sup>……ホスソリではなくて。訓法指示。

110、可愛、此云ニ埃<sup>エ</sup>……↓16

111、高胸、此云ニ多<sup>タ</sup>歌<sup>カ</sup>武<sup>ム</sup>娜<sup>ナ</sup>娑<sup>サ</sup>歌<sup>カ</sup>……訓法指示。

112、頗傾也、此云ニ歌<sup>カ</sup>矛<sup>マ</sup>志<sup>シ</sup>……カブキ（傾く）の古形）と訓まぬやうに。カブスはカブ（首）を垂れる意の四段動詞。

113、齋主、此云ニ伊<sup>イ</sup>播<sup>ハ</sup>毗<sup>ヒ</sup>……イハヒヌシではない。イハヒで齋主（潔齋して神を祭る人）の意。

114、顕露、此云ニ阿<sup>ア</sup>羅<sup>ラ</sup>播<sup>ハ</sup>貳<sup>ニ</sup>……ここの所「顕露之事」とあり、これを流布本に「顕露之事」と傍訓するのは、訓注に従つたもの。しかし日本古典文学大系本『日本書紀』上（二五〇頁）の頭注で、「アラハニノコトと訓むのは語法に合わない。従って、これはアラハノコトと訓む。この訓注によつて考えると、いわゆる本注なるものは、原文の訓み下し方をそのまま注するというよりは、原文の語句を取り出して、その訓み方を注したものであると知られる」と述

べてゐる。先づ傍線部以下は少し適正を欠く。意味に関係する動詞の場合は92タテル・123サキタツルの如く連体形で示し、さうでない場合は基本形で示し、形容詞の場合も語幹や連体形で区別する等、配慮のある訓注を施してゐるのである。そこでアラハニはどうか。これはアラハノコトと訓ませるためではなく、アラハナル（現代文法で言ふ「形容動詞」の連体形）と訓ませるために連用形（これなら形容動詞なることがよく分る）で示したものと考へる。

115、齋庭、此云<sub>ニ</sub>踰<sub>ニ</sub>貳波<sub>ニ</sub>……ユツニハ・サニハと訓ませないやうに。

116、梶、此云<sub>ニ</sub>波茸<sub>ニ</sub>……クチナシではない。

117、頭槌、此云<sub>ニ</sub>箇歩豆智<sub>ニ</sub>……クブツチではない。

118、老翁、此云<sub>ニ</sub>烏賦<sub>ニ</sub>……オキナではない。

119、爆火、此云<sub>ニ</sub>褒倍<sub>ニ</sub>……カガリビではない。

120、喧響、此云<sub>ニ</sub>淤等娜比<sub>ニ</sub>……サワキではない。

121、五月蠅、此云<sub>ニ</sub>左魔倍<sub>ニ</sub>……サツキバへではない。

122、添山、此云<sub>ニ</sub>曾褒里能耶麻<sub>ニ</sub>……訓法指示。

123、秀起、此云<sub>ニ</sub>左岐陀豆屢<sub>ニ</sub>……サキ（波頭）が自然に立つことを表すために、下二段立つの連体形で示したもの。

124、幸、此云<sub>ニ</sub>左知<sub>ニ</sub>……サキ・サキハヒと訓まぬやうに。獲物ないし獲物をとる道具の意。「幸」をサキと訓む時は、それはそれで訓注は必要であつた。↓88

125、可伶、此云<sub>ニ</sub>于麻師<sub>ニ</sub>……↓3

126、汀、此云<sub>ニ</sub>波麻<sub>ニ</sub>……ナギサ・ミギハと訓まぬやうに。

127、上国、此云<sub>ニ</sub>羽播豆矩儻<sub>ニ</sub>……訓法指示。

128、海驢、此云<sub>ニ</sub>美知<sub>ニ</sub>……訓法指示。

- 129、踉蹌之鉤、此云ニ須須能美賦……訓法指示。『新撰字鏡』に「猖獗、須々乃彌」とあるやうに、ススノミは勢ひ盛んで荒れ狂ふさまをいふ。チはチ（鉤）の連濁形。
- 130、癡駭鉤、此云ニ于樓該賦……訓法指示。『篆隸万象名義』に「駭、疲也、癡也」とあり、癡駭は重言で、おろかなさま。ウルケはオロカ（愚）に同じ。
- 131、八十連屬、此云ニ野素豆企……訓法指示。
- 132、飄掌、此云ニ陀毗盧箇須……訓法指示。へ以上、神代紀下
- 133、椎、此云ニ辭毗（神武紀）……訓法指示。ツチと訓まない。
- 134、菟狹者地名也。此云ニ宇佐……訓仮名の地名は訓みにくい。訓法指示。
- 135、一柱騰宮、此云ニ阿斯毗苔徒鞅餓離能宮……訓法指示。
- 136、訛、此云ニ与許奈磨盧……訓法指示。
- 137、雄詰、此云ニ烏多鷄糜……↓50
- 138、母木邑、今云ニ飲悶廻奇、訛也……昔はオモノキムラと言つてゐたが、今はオモノキと言ふ。これは「訛」である。この「訛」は言語變化をさすのであらう。勿論結果的には訓法指示である。
- 139、茅淳、此云ニ智怒……訓仮名の地名は訓みにくい。訓法指示。
- 140、撫劍、此云ニ都盧者能多伽彌屠利辭魔屢……訓法指示。
- 141、慨哉、此云ニ于黎多棄伽夜……訓法指示。
- 142、戸畔、此云ニ妬聳……訓仮名表記は訓みにくい。訓法指示。
- 143、聞喧擾之響焉、此云ニ左擲竟利奈離……訓法指示。『記』上ではサヤギテアリナリ。

144、諾、此云<sup>ニ</sup>宇每那利<sup>ウツノリ</sup>……ここの文脈では「なるほど、道理だ」である。一般にはセと言つた。「鹿父<sup>カカ</sup>が曰く『諾<sup>セ</sup>』といふ」(仁賢紀六年是秋)とあり、ここに訓注がないのはセと訓めたからである。

145、師靈、此云<sup>ニ</sup>赴屠能瀨哆磨<sup>フツノミタマ</sup>……訓法指示。

146、穿邑、此云<sup>ニ</sup>于介知能務羅<sup>ウカチノムラ</sup>……訓法指示。

147、猜、此云<sup>ニ</sup>字介志<sup>ウカシ</sup>……ヒスカシと訓まぬ。

148、魁帥、此云<sup>ニ</sup>比登誤迺伽瀨<sup>ヒトゴ</sup>……ヒトゴ(人達)ノカミ(首長)の意。154梟帥、此云<sup>ニ</sup>多稽屢<sup>タケケル</sup>(神武紀)の如き、タケル(勇猛に行動する人)とは訓まない。

149、爾、此云<sup>ニ</sup>飲例<sup>オレ</sup>……これは「虜、爾所造屋、爾自居之」の第二の「爾」に対する訓注である。そして「虜、爾が造れる屋に、爾自<sup>おれ</sup>居<sup>かり</sup>よ」と訓まれ、二つの「爾」を区別してゐる。イは相手への卑称。オレも同じ。それで訓注で区別したものの。『記』中神武には「伊賀<sup>イガ</sup>以<sup>此</sup>字<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>作<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>殿<sup>ニ</sup>内<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>、意<sup>オレ</sup>礼<sup>レ</sup>以<sup>此</sup>字<sup>ニ</sup>先<sup>ニ</sup>入<sup>ニ</sup>、明<sup>オレ</sup>白<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>將<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>之<sup>レ</sup>状<sup>上</sup>。」と、イとオレとを仮名書きにして、読者の便に供してゐるが、趣旨としては、書紀の訓注も同じなのである。

150、謡、此云<sup>ニ</sup>字多預瀨<sup>ウタ</sup>……ウタヒテ・ミウタヨミシテと訓まぬ。

151、排別、此云<sup>ニ</sup>飲時和句<sup>オシワク</sup>……訓法指示。

152、梁、此云<sup>ニ</sup>椰奈<sup>ヤナ</sup>……アジロ(網代)と訓まぬ。

153、苞苴擔、此云<sup>ニ</sup>珥倍毛菟<sup>ニ</sup>……訓法指示。

154、梟帥、此云<sup>ニ</sup>多稽屢<sup>タケケル</sup>……↓148

155、磯、此云<sup>ニ</sup>志<sup>シ</sup>……イシ・イツと訓まぬ。

156、香山、此云<sup>ニ</sup>介遇夜摩<sup>カグヤマ</sup>……訓法指示。

- 157、平瓮、此云<sub>ニ</sub>毗邏介<sub>ヒヲカ</sub>……訓法指示。
- 158、巖瓮、此云<sub>ニ</sub>怡途背<sub>イツク</sub>……訓法指示。
- 159、巖咒詛、此云<sub>ニ</sub>怡途能伽辭離<sub>イツノカシリ</sub>……訓法指示。158・159の巖ともにイカシと訓まぬ。↓277
- 160、大醜、此云<sub>ニ</sub>鞅奈瀾爾勾<sub>アナニク</sub>……訓法指示。
- 161、手扶、此云<sub>ニ</sub>多衢餌離<sub>タクジリ</sub>……訓法指示。
- 162、椀、此云<sub>ニ</sub>磨紀<sub>マキ</sub>……↓85
- 163、顯齋、此云<sub>ニ</sub>于<sub>ウツ</sub>詩怡破毗<sub>シイハヒ</sub>……訓法指示。
- 164、罔象女、此云<sub>ニ</sub>瀾菟破廼迷<sub>ミツハノメ</sub>……↓21
- 165、稻魂女、此云<sub>ニ</sub>于伽能迷<sub>ウカノメ</sub>……↓23
- 166、壓、此云<sub>ニ</sub>飢葛<sub>オス</sub>……訓法指示。
- 167、葉盤、此云<sub>ニ</sub>毗羅耐<sub>ヒラデ</sub>……訓法指示。
- 168、倉下、此云<sub>ニ</sub>衢羅餌<sub>クラジ</sub>……クラシタと訓まぬ。
- 169、饒速日、此云<sub>ニ</sub>嚴藝波那卑<sub>ニギハヤヒ</sub>……ニキハヤヒと訓まぬ。
- 170、可美真手、此云<sub>ニ</sub>于魔詩莽耐<sub>ウマシマデ</sub>……↓3
- 171、丘岬、此云<sub>ニ</sub>鳩介佐棄<sub>ウカサキ</sub>……ヲサキと訓まぬ。
- 172、坂下、此云<sub>ニ</sub>嗟伽梅苔<sub>サカモト</sub>……サカシタと訓まぬ。
- 173、片居、此云<sub>ニ</sub>伽哆韋<sub>カタキ</sub>……訓法指示。
- 174、片立、此云<sub>ニ</sub>伽哆哆知<sub>カタタチ</sub>……訓法指示。
- 175、屯聚居、此云<sub>ニ</sub>怡波瀾萎<sub>イハミキ</sub>……訓法指示。

176、畝傍山、此云<sup>ウネ</sup>宇禰<sup>ニ</sup>禰<sup>ニ</sup>禰<sup>ニ</sup>禰<sup>ニ</sup>夜摩<sup>ニ</sup>……訓法指示。

177、珍彦、此云<sup>ツツ</sup>于磐毗故<sup>ニ</sup>……↓19

178、妍哉、此云<sup>ア</sup>鞅奈珥夜<sup>ニ</sup>……↓15

179、秀真国、此云<sup>ホ</sup>袍凶莽勾備<sup>ニ</sup>……訓法指示。へ以上、神武紀

180、春日、此云<sup>カ</sup>箇酒鵝<sup>ニ</sup>（開化紀）……ここではハルヒでなく、カスガ。

181、率川、此云<sup>イ</sup>伊社箇波<sup>ニ</sup>……訓法指示。へ以上、開化紀

182、神籬、此云<sup>ヒ</sup>比莽呂岐<sup>ニ</sup>（崇神紀）……カムガキと訓まぬ。

183、掌酒、此云<sup>サ</sup>佐介弭苔<sup>ニ</sup>……サカヅクリと訓まぬ。

184、物実、此云<sup>モ</sup>望能志呂<sup>ニ</sup>……モノザネと訓まぬ。

185、躑躅、此云<sup>フ</sup>布瀨那羅須<sup>ニ</sup>……訓法指示。

186、叩頭、此云<sup>ノ</sup>廻務<sup>ニ</sup>……訓法指示。

187、急居、此云<sup>ツ</sup>菟岐于<sup>ニ</sup>……訓法指示。

188、菱、此云<sup>モ</sup>レ毛<sup>ニ</sup>……『篆隸万象名義』に「菱、子葉反、生水中藻。円也。苳也」とある。「苳」はアサザ。ここ

ではモ。へ以上、崇神紀

189、板拳、此云<sup>タ</sup>柁儼<sup>ニ</sup>（垂仁紀）……訓法指示。

190、篠、此云<sup>サ</sup>佐<sup>ニ</sup>……304篠、此云<sup>サ</sup>佐々<sup>ニ</sup>（天武紀上）に重出。82はシノ。

191、屯倉、此云<sup>ミ</sup>彌夜氣<sup>ニ</sup>……訓法指示。

192、裸伴、此云<sup>ア</sup>阿箇播娜我等母<sup>ニ</sup>……訓法指示。

193、神庫、此云<sup>ホ</sup>保玖羅<sup>ニ</sup>……カムクラと訓まぬ。

- 194、香菓、此云カクノコノミ箇俱能未……カクノコノミと訓まぬ。〈以上、垂仁紀〉
- 195、郎姫、此云イラツツム異羅菟羊（景行紀）……訓法指示。
- 196、童男、此云ヲクナ烏具奈……訓法指示。
- 197、泳宮、此云ツクリ区玖利能彌那……訓法指示。
- 198、木、此云ケ開……地名の訓法指示。
- 199、碩田、此云オホキタ於保岐陞……ヒロタではなく、地名の訓法指示。
- 200、乾、此云ツブ賦……人名の訓法指示。
- 201、御刀、此云ミハカシ彌波迦志……訓法指示。
- 202、濟、此云ワタリ和多利……ワタシと訓まぬ。
- 203、叢雲、此云モロクモ茂羅玖毛也……ムラクモと訓まぬ。
- 204、孀、此云ツマ菟摩……訓法指示。
- 205、灼然、此云イヤチ以耶知拳……訓法指示。〈以上、景行紀〉
- 206、盾列、此云タタナミ多多那美（仲哀紀）……地名の訓法指示。
- 207、御甕、此云ミナ彌那陪……訓法指示。
- 208、洞、此云クキ久岐……ホラと訓まぬ。地名の訓法指示。
- 209、暎、此云ヨビキ麻用弼枳……訓法指示。
- 210、无火殞斂、此謂ホナシ褒那之阿餓利……訓法指示。〈以上、仲哀紀〉
- 211、荷持、此云ノトリ能登利（神功紀）……地名の訓法指示。
- 212、希見、此云メツラシ梅豆邏志……19 珍はウツで宝の意。ここでは今日の珍奇の意。しかしマレナルではない。

213、和魂、此云<sub>ニ</sub>珥岐瀨多摩<sub>ニ</sub>……ニキタマではない。神のニキミタマである。  
 214、荒魂、此云<sub>ニ</sub>阿邏瀨多摩<sub>ニ</sub>……アラタマではない。神のアラミタマである。  
 215、祈狩、此云<sub>ニ</sub>于氣比餓利<sub>ニ</sub>……訓法指示。↓52  
 216、小竹、此云<sub>ニ</sub>芝努<sub>ニ</sub>……↓82の重出であるが、ここでは「小竹宮」の固有名詞としての訓法指示である。〈以上、神功紀〉

217、肖、此云<sub>ニ</sub>阿穀<sub>ニ</sub>（応神紀）……ノリ（似る）と訓まぬ。

218、上古事、俗号<sub>レ</sub>鞆、謂<sub>ニ</sub>褒武多<sub>ニ</sub>……鞆の古語がホムタであつたかどうかについては疑問視されてゐるが、鞆をホムタと訓まないことにはこの話は分らないのである。それでこれも「訓注」の範疇に入れてよい。

219、小廡、此云<sub>ニ</sub>烏儺謎<sub>ニ</sub>……『記』中<sub>ニ</sub>応神<sub>ニ</sub>に「袁那弁郎女」とあるので、「謎」はべの甲類である。しかるに「小廡」の「廡」は菜瓮<sub>ナベ</sub>で、そのべは乙類である。私は人名に「廡」の宛字をしたことに無理があつたものとみる。「謎」は甲類でよいのである。すると、元来は「小名女」の意であつたものか。

220、派、此云<sub>ニ</sub>摩多<sub>ニ</sub>……カハではない。22水派、此云<sub>ニ</sub>美麻多<sub>ニ</sub>（用明紀）に派が重出。

221、訕嗚、此云<sub>ニ</sub>佐摩売玖<sub>ニ</sub>……訓法指示。

222、葉田、此云<sub>ニ</sub>簸娜<sub>ニ</sub>……地名の訓法指示。〈以上、応神紀〉

223、杉子、此云<sub>ニ</sub>莒呂母能古<sub>ニ</sub>（仁徳紀）……人名の訓法指示。

224、賢遺、此云<sub>ニ</sub>左阿能莒里<sub>ニ</sub>……人名の訓法指示。

225、葉、此云<sub>ニ</sub>箇始婆<sub>ニ</sub>……ハ（葉）ではなくて、神事用のハ（葉）を特にカシハと言つた。〈以上、仁徳紀〉

226、去来、此云<sub>ニ</sub>伊樊<sub>ニ</sub>（履中紀）……人名の訓法指示。

227、円、此云<sub>ニ</sub>豆夫羅<sub>ニ</sub>……人名の訓法指示。

228、汝妹、此云ニ儼邇毛……ナ(汝)には格助詞ノがつかないので、ナノイモ∨ナニモ説は誤り。またナ∥イモにn音が入つてナニモになつたといふ説、イモの古形はニモで、ナ∥ニモだつたといふ説等があるがすべて不可。これはナネ∥イモ∨ナニモであつて、ナネは二人称への親称である。それでナニモは、夫から妻へ親しく呼びかける言葉なのである。(以上、履中紀)

229、汝、此云ニ那鼻苔(允恭紀)……お前、二人称への見下げた表現。訓法指示。

230、圧乞、此云ニ異提……二字でイデと訓むことの指示。

231、戸母、此云ニ親自……訓法指示。

232、蟻、此云ニ摩愚那岐……この虫は糠蚊(「新撰字鏡」「蚋・蚋・虻」等を「奴可我」と訓む)のことで、ここでは文脈上、目のまはりをちらちら飛びまはるので、目をパチパチさせる(目∥交く)様子がよく表れる方の虫の名で訓むことを注してゐるのである。

233、盟神探湯、此云ニ区訶陀智……訓法指示。(以上、允恭紀)

234、湯人、此云ニ史衛(雄略紀)……訓法指示。

235、螺羸、人名也。此云ニ須我屢……訓法指示。

236、堅磐、此云ニ柯陀之波……人名の訓法指示。カタイハ・カチハではない。

237、広津、此云ニ比慮岐頭……地名の訓法指示。ヒロツではない。

238、典馬、此云ニ于麻柯毗……新羅人なので典馬の如き文字遣をしたもので、それでその訓注指示をした。

239、斑鳩、此云ニ伊柯屢餓……人名の訓法指示。

240、香賜、此云ニ舸柁夫……人名の訓法指示。

241、談、此云ニ箇陁利……人名の訓法指示。

242、蓬蘽、此云<sub>ニ</sub>伊致寐姑<sub>一</sub>……蓬はヨモギだから、蓬蘽の文字ではイチビコと訓みにくかつたに相違ない。「新撰字鏡」では、「莓・葦・覆」をイチビコと訓む。〈以上、雄略紀〉

243、萑、此云<sub>ニ</sub>波曳<sub>一</sub>（顕宗紀）……人名の訓法指示。萑は芽生える意。

244、使主、此云<sub>ニ</sub>於瀾<sub>一</sub>……人名としての「使主」。ふつうは上代の姓の名。

245、蘆菔、此云<sub>ニ</sub>哀都利<sub>一</sub>……訓法指示。

246、美飲喫哉、此云<sub>ニ</sub>于魔羅爾烏野羅甫屢柯倭<sub>一</sub>……訓法指示。

247、牡鹿、此云<sub>ニ</sub>左鳴子加<sub>一</sub>……訓法指示。

248、手掌摻亮、此云<sub>ニ</sub>陀那則拳謀耶羅羅備<sub>一</sub>……訓法指示。

249、立出、此云<sub>ニ</sub>陀豆<sub>一</sub>……訓法指示。

250、楯、此云<sub>ニ</sub>須擬<sub>一</sub>……「篆隸万象名義」に「楯、於忿反。柱也。柳盛兒也」とあり、「新撰字鏡」に「楯、於忿反。柱也。柳盛兒。須支乃木」とあるのを見ると、書紀編者としてはスギといふ訓注が必要であつたらう。

251、伐本截末、此云<sub>ニ</sub>謨登岐利須衛於茲婆羅比<sub>一</sub>……訓法指示。〈以上、顕宗紀〉

252、瓮、此云<sub>ニ</sub>倍<sub>一</sub>（仁賢紀）……ケ・カ（瓮）と訓まぬ。

253、言<sub>ニ</sub>於母亦兒、於吾亦兒、此云<sub>ニ</sub>於慕尼慕是、阿例尼慕是<sub>一</sub>……訓法指示。

254、言<sub>ニ</sub>吾夫何恰矣、此云<sub>ニ</sub>阿我凶摩播耶<sub>一</sub>……訓法指示。アツマアハレと訓まぬ。

255、鹿父、人名也。俗呼<sub>レ</sub>父為<sub>ニ</sub>柯曾<sub>一</sub>……訓法指示。チチと訓まぬ。

256、言<sub>ニ</sub>鯽魚女<sub>一</sub>、此云<sub>ニ</sub>浮儼謎<sub>一</sub>……訓法指示。

257、言<sub>ニ</sub>韓白水郎嘆<sub>一</sub>、此云<sub>ニ</sub>柯羅摩能波施該<sub>一</sub>……訓法指示。

258、言<sub>ニ</sub>哭女<sub>一</sub>、此云<sub>ニ</sub>儼俱謎<sub>一</sub>……訓法指示。〈以上、仁賢紀〉

が必要であつたらう。  
259、鮪、此云ニ茲寐<sup>シビ</sup>（武烈紀）……『新撰字鏡』に「鮪、榮美反、上伊留加<sup>イルカ</sup>」とある。シビ（鮪）は国訓として施注

- 260、歌場、此云ニ宇多我岐<sup>ウタガキ</sup>……カガヒと訓まぬ。〈以上、武烈紀〉  
261、中、此云ニ那<sup>ナ</sup>（繼体紀）……ナカと訓まぬ。  
262、開、此云ニ波羅企<sup>ハラク</sup>……ヒラキと訓まぬ。  
263、荳角、此云ニ娑佐礙<sup>サササ</sup>……アツキと訓まぬ。〈以上、繼体紀〉  
264、木蓮子、此云ニ伊柁寐<sup>イツバ</sup>（安閑紀）……訓法指示。  
265、我鹿、此云ニ阿柯<sup>アカ</sup>……訓仮名は訓みにくいから。  
266、経湍、此云ニ府世<sup>フセ</sup>……訓仮名は訓みにくいから。〈以上、安閑紀〉  
267、堅塩、此云ニ岐植志<sup>キタシ</sup>（欽明紀）……カタシホと訓まぬ。  
268、鞍橋、此云ニ矩羅賦<sup>クハラ</sup>……訓法指示。  
269、田令、此云ニ陀豆歌毗<sup>タツカヒ</sup>……訓法指示。  
270、傾子、此云ニ柯陀部古<sup>カタクボコ</sup>……訓法指示。〈以上、欽明紀〉  
271、壺、此云ニ都符<sup>ツフ</sup>（敏達紀）……訓法指示。  
272、水派、此云ニ美麻多<sup>ミマタ</sup>（用明紀）……ミナマタと訓まぬ。↓220  
273、赤棹、此云ニ伊知毗<sup>イチヒ</sup>……アカカシと訓まぬ。  
274、白膠木、此云ニ農利泥<sup>ヌリヂ</sup>……ヌルデと訓まぬ。〈以上、用明紀〉  
275、靴、此云ニ由岐<sup>ユキ</sup>（推古紀）……訓法指示。  
276、髻華、此云ニ于孺<sup>ウソ</sup>……カザシと訓まぬ。〈以上、推古紀〉

277、巖矛、此云<sub>ニ</sub>伊箇之倍虚<sub>一</sub>（舒明紀）……イカホコ・イツホコと訓まぬ。↓158・159

278、重日、此云<sub>ニ</sub>伊柯之比<sub>一</sub>（皇極紀）……訓法指示。

279、水鶏、此云<sub>ニ</sub>俱毗那<sub>一</sub>……明李時珍『本草綱目』鼈に、「集解、頌曰『俗名<sub>ニ</sub>石鴨<sub>一</sub>』」、所謂<sub>ニ</sub>蛤子<sub>一</sub>、即今水雞是也」を挙げるのは、カジカ（蛙）のことである。しかし『和名抄』鼈鳥に「崔禹食経云、鼈鳥、抄云<sub>ニ</sub>久比奈<sub>一</sub>、漢語<sub>ニ</sub>水鶏<sub>一</sub>、貌似<sub>ニ</sub>水鶏<sub>一</sub>」、能食<sub>レ</sub>鼈、故以名<sub>レ</sub>之」とあり、カジカを食する鳥の名となつてゐる。クヒナとは「食魚<sub>一</sub>」（魚<sub>一</sub>は食物）の意か。それで、日本語でこの「水鶏」をクヒナと言つたことはその通りなのだが、日本書紀編者の訓注施注の目的は、「水鶏」と書かれた人名に接して、カジカかクヒナか紛はしいので、これはクヒナだと訓法指示したのである。

280、乳部、此云<sub>ニ</sub>美父<sub>一</sub>……訓法指示。

281、曼椒、此云<sub>ニ</sub>褒曾紀<sub>一</sub>……『和名抄』に「蔓椒、本草云、蔓椒、和名<sub>以</sub>多知波之加美、一云保曾木」とあるやうに、紛はしいので、ホツキの訓を指示した。

282、谷、此云<sub>ニ</sub>波佐麻<sub>一</sub>……タニではない。〈以上、皇極紀〉

283、垂、此云<sub>ニ</sub>之娜屢<sub>一</sub>（孝徳紀）……人名の訓法指示。

284、兄、此云<sub>ニ</sub>制<sub>一</sub>……地名の訓法指示。

285、癡龜、俱毗柯梅……この人名に限つて「此云」がない。罪人だから除いたといふやうな理由も考へられない。訓みにくいから訓法指示の型式なら「此云」があつて然るべきである。今、脱落としておく。

286、鯛魚、此云<sub>ニ</sub>拳能之慮<sub>一</sub>……鯛一字でコノシロと訓むが、人名の鯛魚二字でもコノシロと訓む。

287、事瑕、此云<sub>ニ</sub>居騰作柯<sub>一</sub>……瑕は遐に通じ「遠い」意。コトサカはここでは婚姻の離反の意、つまり「離縁」。訓法指示。

288、醜、此云<sub>ニ</sub>之渠<sub>一</sub>……人名の訓法指示。↓32

- 289、味経、此云<sub>ニ</sub>阿賦賦<sub>一</sub>……訓仮名表記の固有名詞の訓法指示。
- 290、老、此云<sub>ニ</sub>於諭<sub>一</sub>……人名の訓法指示。〈以上、孝徳紀〉
- 291、田身、山名、此云<sub>ニ</sub>大務<sub>一</sub>（斉明紀）……訓仮名表記の地名の訓法指示。
- 292、傴僂、此云<sub>ニ</sub>俱豆磨<sub>一</sub>……人名の訓法指示。
- 293、平、此云<sub>ニ</sub>毗羅<sub>一</sub>……地名の訓法指示。
- 294、橋、此云<sub>ニ</sub>柯之<sub>一</sub>……地名の訓法指示。
- 295、川上、此云<sub>ニ</sub>箇播羅<sub>一</sub>……カハカミ・カハノへと訓まぬ。
- 296、膽振鈕、此云<sub>ニ</sub>伊浮梨娑陞<sub>一</sub>……訓仮名表記の地名の訓法指示。
- 297、肉入籠、此云<sub>ニ</sub>之之梨姑<sub>一</sub>……訓仮名表記の地名の訓法指示。
- 298、問菟、此云<sub>ニ</sub>塗毗字<sub>一</sub>……訓仮名表記の地名の訓法指示。
- 299、菟穂名、此云<sub>ニ</sub>字保那<sub>一</sub>……訓仮名表記の人名の訓法指示。
- 300、後方羊蹄、此云<sub>ニ</sub>斯梨蔽之<sub>一</sub>……訓仮名表記の地名の訓法指示。
- 301、言屋、此云<sub>ニ</sub>伊浮耶<sub>一</sub>……訓仮名表記の地名の訓法指示。
- 302、熟田津、此云<sub>ニ</sub>備枳柁豆<sub>一</sub>……訓仮名表記の地名の訓法指示。〈以上、斉明紀〉
- 303、淳中、此云<sub>ニ</sub>農難<sub>一</sub>（天武紀上）……訓仮名表記の人名の訓法指示。ヌマナカと訓まぬ。
- 304、篠、此云<sub>ニ</sub>佐々<sub>一</sub>……↓190・8はシノ。〈以上、天武紀上〉
- 305、齋忌、此云<sub>ニ</sub>踰既<sub>一</sub>（天武紀下）……齋と忌とはともに齋み浄まはりの意の重文で、ユに相当する。キ（乙類）は一定の区画地を意味するが、それに相当する訓字は齋忌の二字では表されてゐない。それで訓法指示をしたもの。
- 306、次、此云<sub>ニ</sub>須岐<sub>一</sub>也……この次は、305の齋忌の次に位置するものの意のスキである。次へ送る意のスキといふ言

葉があるのであつて、ツギではない。

- 307、巫鳥、此云<sub>ニ</sub>芝<sub>シ</sub>苔<sub>ト</sub>々<sub>ト</sub>……訓法指示。
- 308、椹、此云<sub>ニ</sub>武<sub>ム</sub>矩<sub>ク</sub>……「矩」字、兼右本による。訓法指示。
- 309、肩巾、此云<sub>ニ</sub>比<sub>ヒ</sub>例<sub>レ</sub>……訓法指示。
- 310、倭文、此云<sub>ニ</sub>之<sub>シ</sub>頭<sub>ツ</sub>於<sub>レ</sub>利<sub>リ</sub>……氏族名としての訓法指示。↓103
- 311、朱花、此云<sub>ニ</sub>波<sub>ハ</sub>泥<sub>ネ</sub>孺<sub>ヌ</sub>……訓法指示。
- 312、朱鳥、此云<sub>ニ</sub>阿<sub>ア</sub>訶<sub>カ</sub>美<sub>ミ</sub>苔<sub>ト</sub>利<sub>リ</sub>……訓法指示。へ以上、天武紀下へ
- 313、齊、此云<sub>ニ</sub>牟<sub>ム</sub>吾<sub>ゴ</sub>閏<sub>ク</sub>（持統紀）……人名の訓法指示。
- 314、魚、此云<sub>ニ</sub>雛<sub>チ</sub>……人名の訓法指示。へ以上、持統紀へ

#### 四、訓注の目的

以上、日本書紀の訓注三一四例について検討したところ、その文字について、日本語によるよみ方（それで「訓注」の表現を用いた）を指示したものであつた。それらが如何なる場合に施されてゐるかと言へば、

書紀編者が読者に対して、この文字をどう訓むか分らないだらうと想定される場合、また幾通りもの訓が予想される時、この文脈ではかう訓むと指示することによつて、読者は正しい文章理解ができるはずと想定される場合

である。といふことは、日本語を知つてゐる読者であることが前提になつてゐる。つまり、例へば漢字語（訓字）について、日本語の注が施されるといふことは、その漢字の意味を日本語で説明することなのだから、その日本語が分らない読者には無意味な注となるわけである。

ところが、漢文体で文章を述作する時、およそ「訓注」などといふものは施さないものである。漢文法を知り、字義が分れば文章は理解できる。日本書紀は漢文体で書いてあるから、「訓注」は不要なものであるはずだが、現実に三百余の訓注が施されてゐる。これは日本書紀全体の何万といふ漢字語から見ると、大海の一粟と言へる数である。といふことは、必要があつて施されたものであることを表してゐる。その必要とは、前述の、「如何なる場合に施されてゐるか」を見れば分る通りである。

そこで今度は、逆に、このやうな日本語理解者にしか分らないやうな「訓注」を施さないで、誰にでも分る文章を書けばよかつたではないかといふ反問が起り得よう。しかし、これは日本書紀の述作者としてはできないことだつたのである。それは、日本書紀の述作者が漢文体で述作すると言つても、その原は日本語による内容であつた。それを漢字語にし、漢文表現に改めたとしても、それは完全に対応するものではない。従つて、その場合は日本語でその漢字語・漢文の訓法を示すことによつて、その漢字語・漢文の意味を正しく判断して貰へるといふ考へに立つた結果が、「訓注」といふ施注法であつたと言ふことができる。

ここで「訓注」と言へば、古事記の訓注が想起されるであらう。これは、古事記が和化漢文体(変体漢文体)で記されてゐるために、文法的に意味が捉へにくい場合、また平易な漢字を用ゐるとは言ふものの、幾通りもの訓があるために、文脈上一つの訓を指示して正しい文章理解に導くといふのが、古事記の「訓注」の目的である。

日本書紀は漢文体で記してあるから、文法的に意味が捉へにくい場合はない。ただ、むづかしい漢字を用ゐたり、幾通りもの意味をもつ漢字を用ゐたり、日本の伝承的慣用句を漢訳したために、そこに生ずる隔離を埋めるために「訓注」を施したのである。さらには、音仮名表記・訓仮名表記の人名・地名の訓みにくいものについては、「訓注」の「此云——」の型式を借りて、そのよみを指示してゐる。その結果は、その文脈における人名・地名の正しいよみ方は分つても、所詮は固有名詞であることの認識を与へる程度のものでしかなかつたと私は評価するのであるが、これも

漢文体なるが故に、漢訳不能な固有名詞は訓仮名表記(音仮名表記は唯一の71興臺<sup>こくた</sup>のみ)をしたために、漢字語(正訓字)か訓仮名か紛はしいので、そのよみを示したといふわけである。これが私の言ふ「訓法指示」の法である。従つて、その「訓仮名表記語」(唯一、音仮名表記語は前掲71)は決してシナ語ではなく、日本の固有名詞(蝦夷の地名・人名もあるが)であり、その「訓注」は訓法を示したものであつて、決してシナ語に対応する日本での言ひ方を示したものでないといふことも明らかであらう。

### 註

- (1) 岩波書店、昭和二八年六月。二二〇—二二六頁。
- (2) 東京大学出版会、昭和三八年三月。引用文の(一)は一六一—一二頁、(二)は四二—四四頁。
- (3) 塙書房、昭和三七年九月。四九〇—一頁。
- (4) 拙稿「古事記の訓注の目的と方法」〔『国語国文』59の6、平成二年六月〕。